

○国東市ケーブルテレビ放送運営委員会規則

平成18年3月31日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市ケーブルテレビ施設条例(平成18年国東市条例第19号)第6条第2項の規定に基づき、国東市ケーブルテレビ放送運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じて、放送業務の運営について審議すること。
- (2) 必要に応じて放送業務全般について市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の長又は職員
- (2) 各種団体の長又は職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を総理し、議事その他の会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は2年とし、再委嘱を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、市長の諮問により、委員長が招集する。ただし、半数以上の委員から会議開催の要求があるときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席があった場合に成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(平20規則10・平24規則25・平26規則11・平27規則13・令3規則22・令6規則18・一部改正)

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第10号)

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日規則第11号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第18号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。